省　令

○厚生労働省令第八十八号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十条の八第一項（同法第三十四条の四において準用する場合を含む。）及び第二十条の九（同法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　簡易専用水道（第五十五条―第五十六条の九）	第四章　簡易専用水道（第五十五条―第五十六条の八）
第五章　（略）	第五章　（略）
附則	附則
（業務の休廃止の届出）	（業務の休廃止の届出）
第十五条の七　登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第十五条の七**　登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
（削る）	一　休止又は廃止する検査の業務の範囲
（削る）	二　休止又は廃止の理由及びその予定期日
（削る）	三　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

（簡易専用水道検査業務規程）

第五十六条の六　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

2　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項前段の規定により簡易専用水道検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　前項第三号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類

二　前項第五号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類

3　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（簡易専用水道の管理の検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（簡易専用水道検査業務規程）

第五十六条の六　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

（新設）

2　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。